

政策 III-1-(5)-①

1. 政策及び目標等

政策	「官から民へ」の改革に対する適切な対応
達成すべき目標	「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること
目標設定の考え方及びその根拠	郵政民営化について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。
測定指標	関連政省令の整備状況 実施計画に関する対応状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応
参考指標	郵政民営化の基本方針等を踏まえた対応状況

3. 政策の内容

郵政民営化に対する政府全体の方針に従い、金融庁として適切に対応していくこととしました。

4. 現状分析及び外部要因

平成 17 年 10 月 14 日、郵政民営化関連 6 法が成立し、19 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応

① 郵政民営化関連 6 法の成立（17 年 10 月 14 日）

第 163 回特別国会に法案が提出され、国会審議において必要な対応を行い、郵政民営化関連 6 法が成立しました。

② 郵政民営化推進本部等の設置（17 年 11 月 15 日）

郵政民営化推進本部会合（第一回）が開催され、郵政民営化推進本部（金融担当大臣は副本部長）が設置されるとともに民営化実施までの今後のスケジュール及び民営化に係る政省令等の制定について意思統一がなされました。

③ 日本郵政株式会社（準備企画会社）の設立（18 年 1 月 23 日）

日本郵政株式会社の設立に関する政令を作成し、日本郵政株式会社が設立さ

れました。これに伴い、同社の下に設置される経営委員の認可を行いました。

④ 日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画の策定等（18年1月25日）

郵政民営化推進室及び総務省と緊密な連携の下、「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画案」を作成し、郵政民営化推進本部の決定を得ました。これを受け、日本郵政株式会社に対し、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を、当該基本計画を踏まえ、19年4月30日までを期限として作成するよう指示しました。

⑤ 政令、内閣府令・総務省令の整備

郵便貯金銀行・郵便保険会社が民営化当初において行なうことができる業務範囲等について、政令案、内閣府令・総務省令案（いわゆるビジネスモデル政省令案）を作成し、郵政民営化委員会（18年5月17日）の審議を経て、パブリック・コメントに付しました。（18年5月27日～6月26日）

（2）評価

郵政民営化の施行までに必要な政省令等の整備や実施計画の作成手続などについて、これまでのところ、順調に推移しており、政策の達成に向けての成果は、上がってきているものと考えています。

6. 今後の課題

今後とも、引き続き、関係省庁と連携を図りながら、郵政民営化が円滑に実施されるよう適切に対応していく必要があります。

また、民営化後の郵便貯金銀行・郵便保険会社に対する監督体制の整備、及び検査体制の強化のため、19年度において機構定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」

- ・「日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令」
- ・「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成について」（指示）
- ・「郵便貯金銀行・郵便保険会社に係る政省令事項説明資料」
- ・「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」
- ・「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間の業務の制限等に関する命令案」

10. 担当部局

総務企画局企画課信用機構企画室